（案）

資料 2-2

地理空間情報の二次利用促進に関する
ガイドライン
（測量成果等編）

平成 23 年 9 月

（令和 7 年●月一部改正）

国 土 地 理 院

改正履歴

年月日	主な改正内容
平成 23 年 9 月	― （初版公開）
令和 7 年●月	・　全体を見直し、「オープンデータ基本指針」と整合するよう権利処理の考え方等の記載を見直すとともに、オープンデータ基本指針に対し測量成果等特有の補足事項がない内容を削除。その他、記載順序の変更等を実施。 ・　「2. 本ガイドラインの読み方」を見直し、本ガイドラインの要点、著作権以外の知的財産関連法令の概要のほか、著作権法の概要を整理。 ・　「3. 整備・更新段階」を見直し、著作物性の判断のポイント等の記載内容を一般的な考え方の記載に止めるとともに、他者の著作物が含まれる場合の留意点を追加。裁判例は別紙として整理。 ・　「4. 提供・流通段階」を見直し、関連法令等の規定を踏まえた留意点、利用約款、対価設定の構成とした。また、「オープンデータ基本指針」と整合するよう、利用約款については「公共データ利用規約」を利用することを前提とするよう見直し。

（案）

目 次

1. 目的 1
1.1. 目的及び適用範囲 1
1.2. 本ガイドラインの位置づけ（性格） 1
1.3. 改正の目的 2
2. 本ガイドラインの読み方 3
2.1. 本ガイドラインの要点（測量計画機関における対応のポイント） 3
2.2. 本ガイドラインの構成 5
2.3. 主な関連法令及び知的財産権制度の概要 6
2.3.1. 主な関連法令の概要 6
2.3.2. 知的財産権制度の概要 8
2.3.3. 著作権の概要 9
2.4. 用語の定義 15
2.5. 参考となる政府等のガイドライン等 17
3. 整備・更新段階 19
3.1. 整備・更新段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点 20
3.1.1. 著作権法に関する留意点 20
3.2. 整備・更新段階における整備・更新の類型別の権利処理について 21
3.2.1. 測量成果等の整備・更新の類型 21
3.2.2. 著作権の帰属に関する考え方 23
3.2.3. 著作権の権利処理について 24
4. 提供・流通段階 31
4.1. 提供・流通段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点 31
4.1.1. オープンデータ基本指針に関する留意点 31
4.1.2. 測量法に関する留意点 34
4.1.3. 著作権法に関する留意点 38
4.2. 提供・流通段階における権利処理について 41
4.3. 提供・流通を促進する利用約款の在り方 43
4.4. 提供・流通を促進する対価設定の在り方 46
【別紙】<参考>測量成果等の著作物性に関して、令和 6 年 10 月時点で見つかった裁判例 47

（案）

1.　目的

1.1.　目的及び適用範囲

国及び地方公共団体は、それぞれの行政目的に応じて様々な地理空間情報を整備・保有しており、その中には行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多く含まれている。誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使い、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」を実現するにはこれらの地理空間情報の活用推進を図ることが重要である。

地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）では、地理空間情報の活用の推進における基本理念の一つとして、第 3 条第 9 項にて「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない」[1]とし、また、同法第 14 条にて「国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」[1] と明記されている。

本ガイドラインでは、上記の地理空間情報活用推進基本法で掲げる社会の実現に向けて、地理空間情報のうち特に国及び地方公共団体をはじめとする測量計画機関で多く用いられている地図、空中写真、三次元点群データ等の測量成果等の円滑な整備・更新及び提供・流通のため、各工程において知的財産権に関して配慮すべき事項等を、地理空間情報活用推進基本法や測量法（昭和 24 年法律第 188 号）等の関連法令等の規定の趣旨や実務上の事例（裁判例等）等を踏まえ、取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインを適用する二次利用の範囲は、地理空間情報のうち測量成果等について、国、地方公共団体、事業者や国民による利用（加工、編集、再配布等）とする。測量成果等に該当しない一般的な地理空間情報の二次利用に関しては、「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（地理空間情報活用推進会議[2] 平成 22 年 9 月）」[3]（以下「推進会議ガイドライン」という。）の記載内容を参照されたい。

1.2.　本ガイドラインの位置づけ（性格）

本ガイドラインは、地理空間情報のうち特に測量成果等の社会への普及促進を意図しており、測量計画機関等における知的財産権等の取扱いや処理の方法等、また提供に際しての標準的な考え方や方法等について、推進会議ガイドラインと整合を図りつつ、実務上の留意点を紹介するものである。

---

[1] e-Gov ポータル、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）、平成 19 年 8 月 29 日施行、https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC1000000063/

[2] 地理空間情報活用推進会議　設置根拠・構成員、2024 年 9 月 27 日参照 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/org2.html

[3] 地理空間情報活用推進会議、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン、2025 年〇月〇日、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html

なお、本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、個々の地理空間情報の提供・流通の可否については、各行政機関等において法令等の解釈・運用に照らした判断が行われるものである。

1.3. 改正の目的

平成 23 年 9 月に本ガイドラインの初版が策定されて以降、①「オープンデータ基本指針」[4]の策定及び改正や、②測量技術の進歩等、政策面や技術面での変化が見られる。

官民データの公開・活用に向けて、「国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針」として、「オープンデータ基本指針（令和 6 年 7 月改正）」が策定された。また近年、知的財産関連法令において、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）では平成 24 年 6 月にいわゆる「写り込み」等に係る規定が整備され、令和 2 年 6 月に付随対象著作物の円滑な利用・適切な保護を図るための措置（写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等）等に係る規定が整備された。

さらに、新たな測量技術として車載写真レーザ測量、UAV レーザ測量等が普及し、「作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）」において、令和 2 年 3 月には三次元点群測量の編を新設、令和 5 年 3 月には UAV レーザ測量、車載写真レーザ測量、航空レーザ測深測量の新規追加等の改正が行われるなど、三次元点群データ等が測量成果としてより広く浸透してきた。

このような測量成果等をとりまく環境の大きな変化に対応し（関連する制度等の動向は下図参照）、引き続き測量成果等の二次利用を促進すべく、本ガイドラインの初版を改正した。

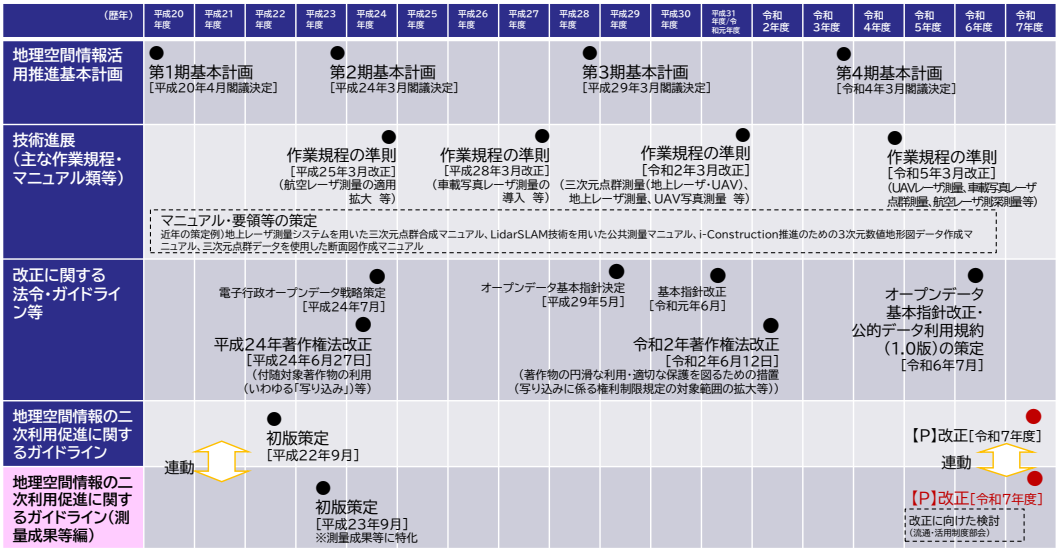

図 1-1　本ガイドラインに関連する制度等の動向

[4] デジタル庁、オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定　令和 6 年 7 月 5 日改正）、
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/f1e42cee/20240705_resources_data_guideline_01.pdf

2.　本ガイドラインの読み方

2.1.　本ガイドラインの要点（測量計画機関における対応のポイント）

知的財産権に関して配慮しつつ、地理空間情報活用推進基本法、官民データ活用推進基本法や測量法の理念を踏まえて測量成果等の二次利用を促進するために、測量計画機関が具体的に対応すべきポイントは、主に下記のとおりである。

- 知的財産権のうち著作権は、著作物が創作された時点で発生する権利であり、測量成果等の整備・更新及び提供・流通において留意する必要がある（3.1 参照）。いずれの測量成果等についても著作物性が認められる可能性があるという前提で、整備・更新段階においてあらかじめ提供・流通を見据えた権利処理を行うことが望ましい（3.2 及び 4.2 参照）。
  ⇒提供・流通を見据えた著作権の権利処理によって、例えば災害対応時において、測量成果等を迅速に二次利用していただくことが可能になる等の効果が期待される。
- オープンデータ基本指針に沿って測量成果等の提供・流通を行う場合には、提供・流通先における二次利用の目的を特段の根拠なしに制限しないことが望ましいとされているため、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」を適用するなど、利用約款において第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい（4.3 参照）。
  ⇒「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の適用によって、測量成果等の二次利用の形態の全てを事前に予測できないところであっても、利用者の責任において測量成果等を利用することを明示し、測量計画機関が利用者による利用の責任を負うものではないと主張できる。
- 測量法では、測量の正確さを確保する観点から、一部の用途で測量成果を複製・使用する際は複製・使用承認を得ること（4.1.2 参照）を利用者に義務付けている旨を、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」に記載する。（4.3 参照）。
  ⇒測量成果等の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることの記載によって、測量法の趣旨に沿って測量成果等の利用を推進する効果が期待される。

また、測量成果等の著作権の帰属や権利処理の留意点は、表 2-1 のとおり、整備・更新の類型に応じて異なる（権利処理の留意点の詳細は 3.2.3 及び 4.2 参照）。

（案）

表 2-1　整備・更新の類型に応じた著作権の権利処理上の留意点

整備・更新の類型	権利の帰属	整備・更新段階の権利処理上の留意点	提供・流通段階の権利処理上の留意点
(1)測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合	測量計画機関	・特段の留意点なし	・利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する
(2)測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合	測量計画機関（測量計画機関が詳細な監督指示を出して作成する場合） 業務受託者（測量計画機関が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合）	・業務受託者に権利が帰属する場合を想定し、著作権に関する権利処理（著作権（財産権）の譲渡、著作者人格権の不行使等）を契約等で明示する	・利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する ・整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を得る
(3)測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合	共有著作権として測量計画機関と民間事業者等の測量作業機関に帰属	・提供・流通段階を見据えて、共同著作物の各著作者又は各著作権者間で著作権の行使の在り方や共有の場合の著作権（財産権）の持分割合及び著作者人格権の行使に関する合意をとる	・利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する ・整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を含めて合意をとる

※整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について確認するとともに、当該測量成果等について整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することや、当該測量成果等が二次的著作物の場合は原著作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを契約等で定めておく必要がある。補足資料として民間測量成果を用いる場合は、当該民間測量成果を購入・入手する際についても同様である。

2.2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は下記のとおりである。

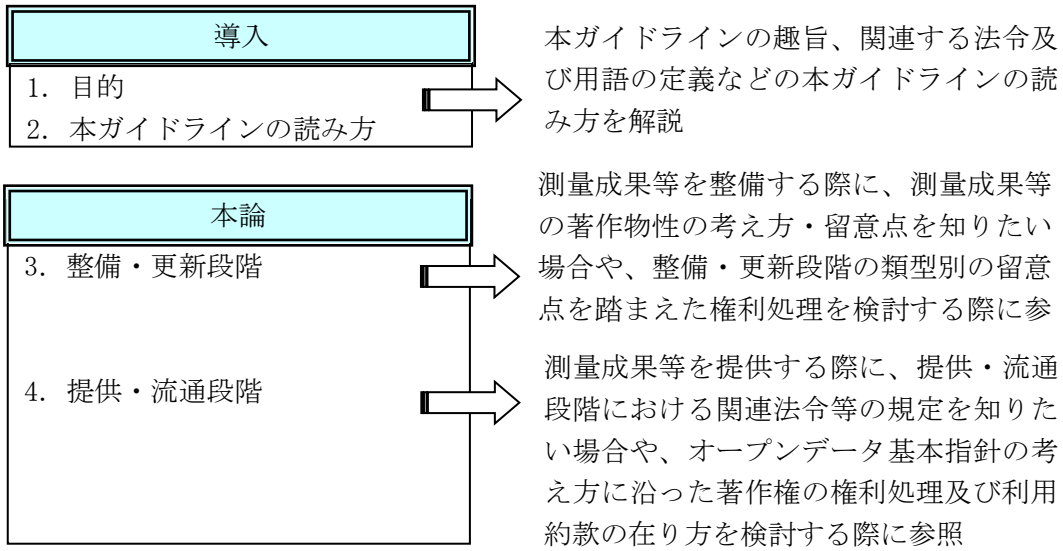

図 2-1　本ガイドラインの構成

2.3. 主な関連法令及び知的財産権制度の概要

本項では、本ガイドラインで扱う主な関連法令と、知的財産権制度の概要を示す。

2.3.1. 主な関連法令の概要

本ガイドラインで扱う主な関連法令は、1 章で基本理念を示した地理空間情報活用推進基本法、3 章で示す整備・更新段階における留意点に関係する著作権法、並びに 4 章で示す提供・流通段階における留意点に関係する官民データ活用推進基本法、測量法及び行政手続法である。各法令の概要として、目的と測量成果等との関係性を示す。

(1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）

目的

地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた法律である。

測量成果等との関連性

測量成果等を含む地理空間情報について、同法第 9 条の規定に基づき、令和 4 年に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画において、地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針及び今後の地理空間情報の活用の推進に関する施策の具体的な展開が記されている。

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

目的[5]

著作物等に関する著作者の権利及び隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利保護を図ることで文化の発展に寄与することを目的に定められた法律で、著作権は、知的財産権のひとつである。

測量成果等との関連性

測量成果等が同法第 2 条に規定される「著作物」に該当する場合には、同法に規定される著作者の権利の保護が認められるため、整備・更新及び利用・提供に際して適切な権利処理等が必要になる場合がある。

[5]「e-Gov ポータル、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048」を参考に作成。

(3) 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）

目的[6]

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として定められた法律である。

測量成果等との関連性

同法において、官民データとは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、事業遂行等に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものを指すとある（第 2 条）。この定義に該当する測量成果等は官民データに該当すると考えられる。

(4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）

目的[7]

国や公共団体が実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、我が国の測量の基準や実施に必要な権能を定め、測量の正確性の確保や測量の重複の排除とともに、各種測量の調整及び測量制度の改善発達などを目的として定められた法律である。

測量成果等との関連性

同法において、「測量」、「基本測量」、「公共測量」、「測量成果」及び「測量記録」の定義がされているほか、基本測量及び公共測量に関して必要な行為や手続等が規定されている。

(5) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

目的[8]

行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として定められた法律である。

測量成果等との関連性

---

[6] e-Gov ポータル、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）、https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000103

[7]「e-Gov ポータル、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）、https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000188」を参考に作成。

[8] e-Gov ポータル、行政手続法（平成五年法律第八十八号）、https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000088

測量法における測量成果の複製・使用承認は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当すると考えられる。同法第 5 条の規定のとおり、行政庁（測量計画機関）は、測量法における測量成果の複製・使用承認に係る審査基準を明確にし、公にする義務を負うと考えられる。また、同法第 6 条の規定のとおり、当該承認までに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めた場合には公にする義務を負うと考えられる。

2.3.2. 知的財産権制度の概要

「知的財産権」とは、人間の幅広い知的創造活動等の成果について、その成果を生み出した者に付与される「他人に無断で利用されない権利」を指す[9]。主たる知的財産権は図 2-2 の通りである。

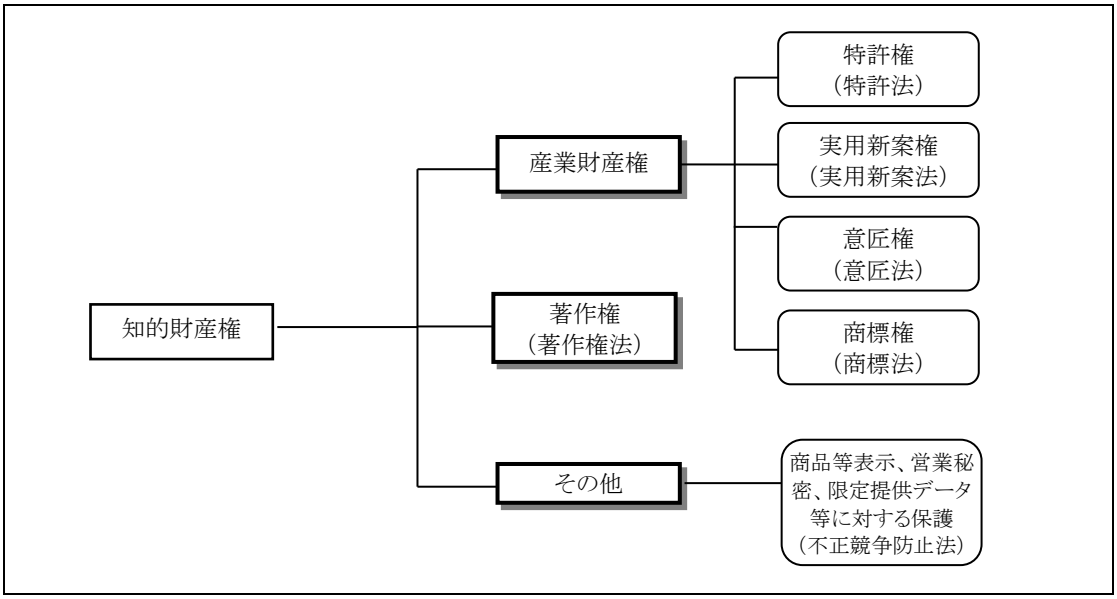

図 2-2 知的財産権の種類

主な知的財産権の概要は、表 2-2[10]のとおりである。

表 2-2　主な知的財産権の概要

	概要
特許権	「発明」を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 20 年。
実用新案権	物品の形状等の「考案」を保護。権利を取得するために特許庁に出願

[9] 文化庁「知的財産権について」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chitekizaisanken.html、特許庁『2024 年度知的財産制度入門テキスト』(https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2024_nyumon.html) 9頁参照。
[10] 文化庁著作権課『令和 6 年度著作権テキスト』(2024 年)
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94089201_01.pdf)、特許庁・前掲注 9 等を参考に作成。

	概要
	し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 10 年。
意匠権	物品のデザイン（意匠）を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 25 年。
商標権	商品・サービスに使用する営業標識（商標）を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は登録から 10 年だが更新可能。
著作権	著作物を保護。権利を取得するための手続は不要で、創作の時点で自動的に付与される。保護期間は創作の時から著作者の死後 70 年。
商品等表示等、営業秘密、限定提供データ等	周知商標（商品等表示）、営業秘密、限定提供データ等の保護については、不正競争防止法上の保護の対象になる。保護の内容は、不正競争防止法の定める要件に従う。

測量成果等の二次利用を促進するにあたり留意すべき点には、①整備・更新した測量成果等自体に与えられる知的財産権に関するものと、②測量成果等に含まれる他者の知的財産権に関するものが考えられる。

上記①について、本ガイドラインで扱うのは著作権である。著作権は著作物が創作された時点で自動的に権利が発生することから、著作権法に定められた要件を満たせば、測量計画機関が意識していなくとも、整備・更新した測量成果等に著作権が発生する可能性があり、その権利の取り扱いについて留意する必要があるからである。なお、測量成果等は「発明」や「考案」に該当せず特許権や実用新案権が付与される可能性はないと考えられる。意匠権や商標権を取得するには出願・登録が必要であるが、測量法の趣旨に鑑みると、測量計画機関が測量成果等に関し意匠権や商標権の出願をすることは通常は想定しがたい。同様に、限定提供データ等についても、測量計画機関が不正競争防止法による保護を欲することは通常は考えられないであろう。

本ガイドラインでは、①整備・更新した測量成果等に発生する可能性のある著作権に関する留意点を中心に説明するが、②測量成果等に含まれる他者の知的財産権等に関する留意点についても、測量成果等の整備・更新段階での留意点を 3.2.3(4)で、提供・流通段階での留意点を 4.1.3(2)で説明する。

2.3.3. 著作権の概要

(1) 著作物について

- 著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある。

著作権法第 2 条第 1 項第 1 号において、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義され

ている。文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」では、以下の事項をすべて満たすものである必要があると説明されている。

令和 6 年度著作権テキスト（抄）

(a)「思想又は感情」を
「東京タワーの高さ：333 メートル」といった「単なる事実やデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。
(b)「創作的」に
他人の作品の「模倣品」など（創作が加わっていないもの）が著作物から除かれます。また、「ありふれたもの」（誰が表現しても同じようなものになるもの）も創作性があるとはいえません。
(c)「表現したもの」であって
「アイデア」など（表現されていないもの）が著作物から除かれます（ただし、アイデアを解説した「文章」は表現されているため著作物になり得ます）。
(d)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの
「工業製品」などが著作物から除かれます。

（文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.5 より）

(2) 著作者について

- 著作者は、著作物を実際に創作した者である。
- 著作物を創作すれば、その時点で創作者に対して「著作者の権利」が自動的に与えられる。

著作権法第 2 条第 1 項第 2 号において、著作者とは、「著作物を創作する者」と定義されている。文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」では、著作物を創作すれば、その時点で創作者に対して著作権が自動的に与えられること、著作者とは「著作物を創作する者」のことであるため、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわりなく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となることが説明されている(p. 8)。

著作者になり得るのは、実際の創作活動を行う個人（自然人）である他、法人等（著作権法第 15 条で規定）の職員が、職務の遂行として作成したものが著作権法で保護される著作物となる場合は、一定の要件のもとで法人等を著作者とする旨の規定が設けられている（職務著作（法人著作））(p. 9)。

また、2 人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼ぶ（著作権法第 2 条第 1 項第 12 条）ことも説明されている(p. 7)。共同著作物については、共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（共同著作権）の合意に関する規定（著作権法第 65 条）があり、利用に際しては各著作権者間で後述する著作者の権利について合意をとることが必要である。

(3) 著作者の権利について

- 著作者の権利は、「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の 2 つで構成される。

文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」では、著作者の権利は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利であること、大きく分けると「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の 2 つで構成されていることが説明されている(p. 10)。

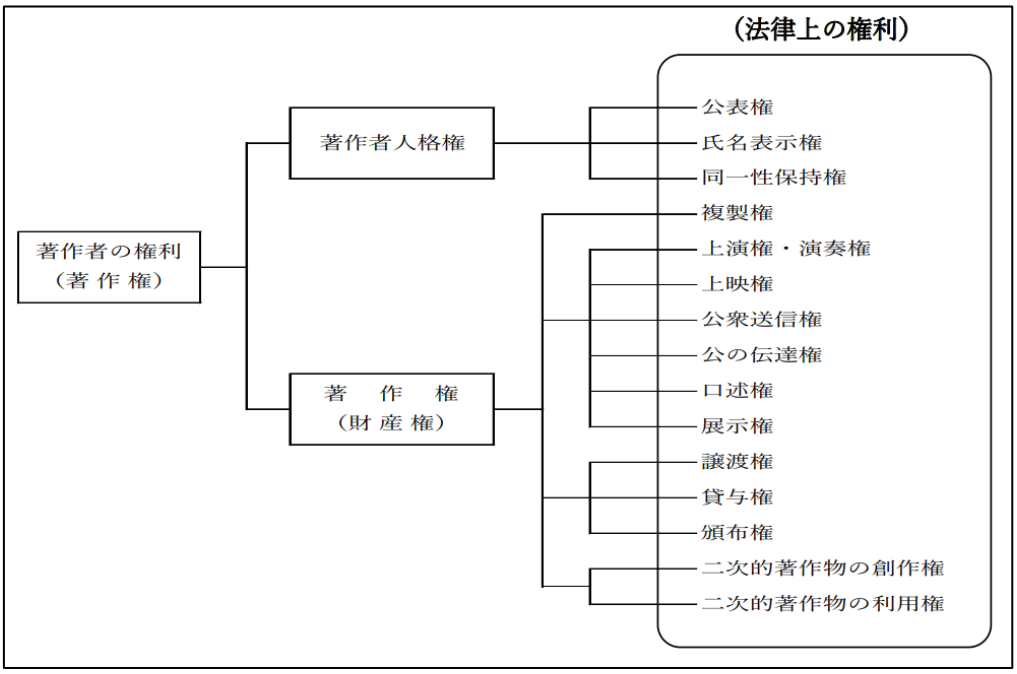

図表出所）文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.10

図 2-3　著作者の権利

著作者の権利である、著作者人格権及び著作権（財産権）は、著作権法でそれぞれ次のとおり規定されている。

- 著作者人格権：著作者の精神的利益を守るための権利であり、公表権、氏名表示権、同一性保持権（第 18 条から第 20 条まで）があり、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされている。（第 59 条）
- 著作権（財産権）：著作者の財産的利益を守るための権利で、複製権、公衆送信権、翻訳権、翻案権等がある他、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利があり（第 21 条から第 28 条まで）、その全部又は一部を譲渡したり相続したりすることができる。

測量成果等の二次利用に特に関連がある権利として、著作権（財産権）のうち、複製権・公衆送信権、著作者人格権のうち同一性保持権があり、これらの権利について留意点を説明する。

複製権は、著作物を紙やデジタル記録媒体などの「形のある物に再製する」（コピーする）ことに関する権利で、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する（著作権法第 21 条）」。測量成果等の著作者は、複製に関する許諾条件など設定しうるものである。

公衆送信権は、「著作者は、その著作物について、公衆送信（公衆からの求めに応じ

て送信を行う自動公衆送信の場合にあつては、自動公衆送信の前段階ないしは準備段階である送信可能化を含む。）を行う権利を専有する（著作権法第 23 条）」と定義されている。著作者はインターネット送信などの公衆送信に関する許諾条件など設定しうるものである。

同一性保持権は、著作者人格権の一部であり、著作物が著作者に無断で改変されると著作者の精神的利益が傷つけられるおそれがあることから認められるものである。著作者人格権を有していない者が著作者の意に反して著作物を改変する行為は、同一性保持権の侵害に該当する可能性があるが、著作権法第 20 条第 2 項に同一性保持権の適用除外規定が設けられている。

このほか、測量成果等を編集又は加工した成果物は、二次的著作物となる可能性がある。二次的著作物に関係する原著作者の権利として、著作権（財産権）の一部である翻訳権・翻案権等（著作権法第 27 条）と、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同法第 28 条）が挙げられる。また、著作権法第 61 条第 2 項の規定[11]を考慮し、第 27 条の翻案権及び第 28 条の二次的著作物の利用に関する原著作者の権利の譲渡については、明示的に記載しておく必要がある。

なお、

このほか、測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で整備・更新した測量成果等が著作権法による著作物となる場合は、その測量成果等は、測量計画機関と民間事業者等の測量作業機関の共同著作物になり得る。

著作権法（抄）

（共有著作権の行使）

第六十五条　共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

２　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

３　前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

４　前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

著作者になり得るのは、実際の創作活動を行う個人（自然人）である他、法人等（著作権法第２条第６項で規定される「法人」及びその他使用者。著作権法第 15 条で規定。）の職員が、職務の遂行として作成したものが著作権法で保護される著作物となる場合は、一定の要件のもとで法人等を著作者とする旨の規定が設けられている（職務著作（法人著作））。

著作権法（抄）

[11] 文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」では「著作権法では譲渡人の保護規定（第 61 条第 2 項）があり、二次的な利用に関する権利（第 27 条、第 28 条）については、契約において特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定する旨、規定されているため、これらの権利を含めた著作権の譲渡を受ける際、契約書に「すべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を譲渡する」と記載しておく必要があります。」と説明されている。

（職務上作成する著作物の著作者）
第十五条　法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
２　法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

令和６年度著作権テキスト（抄）

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う個人（自然人）ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります（第 15 条）。
しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります（なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(d) の要件を満たす必要はありません）。

【職務著作の要件】
(a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人（注）その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という。）であること
(b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
(c)「職務上」の行為として創作されること
(d)「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
(e)「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

（注）著作権法上の「法人」について
著作権法上の「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含むこととされています（第 2 条第 6 項）。このため、自治会、ＰＴＡのような団体も著作者となる場合があります。

（文化庁「令和６年度著作権テキスト」p.9 より）

(4)著作権の権利制限規定について

- 著作権法では一定の場合には著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる例外規定（権利制限規定）が置かれている。
- 測量成果等の整備・更新及び提供・流通に当たって適用が考えられる権利制限規定として、付随対象著作物の利用（著作権法第 30 条の 2）、屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）がある。

第三者の著作物を利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要であるが、著作権法では一定の場合には著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外規

定（権利制限規定[12]）が置かれている。

権利制限に関する規定は著作権法第 1 章第 3 節第 5 款（第 30 条から第 50 条）で規定されているが、測量成果等の整備・更新及び提供・流通に当たって適用が考えられる権利制限規定として、付随対象著作物の利用（著作権法第30条の2)、屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）がある。

令和 6 年度著作権テキスト（抄）

【付随対象著作物の利用】（第 30 条の 2 第 1 項、第 2 項）

写真撮影、録音・録画、放送等を行う際、本来意図した対象以外の著作物が「写り込む」場合の例外です。例えば、写真撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さく絵画等（付随対象著作物）が写り込む場合が該当します。

【条件】

1　写真撮影、録音・録画、放送等の方法によって著作物を利用するにあたっての複製又は複製を伴わない伝達行為であること

2　メインの著作物に占める割合や再製の精度等に照らし、軽微な構成部分であること

3　付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無や分離の困難性等の程度、付随対象著作物が果たす役割等に照らし、正当な範囲内の利用であること

4　その付随対象著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

※絵画が背景に小さく写り込んだ写真や楽曲の一部が入り込んだ映像を、ブログに掲載したり、インターネット配信したりするなど、付随対象著作物が写りこんだものを様々な方法で利用することも可能です

（文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.65 より）

令和 6 年度著作権テキスト（抄）

【屋外設置の「美術品」「建築物」の利用】（第 46 条）

一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外です。

【条件】

1　次のいずれにも該当しないこと

・「彫刻」を増製するような場合

・全く同じ「建築の著作物」を造る場合

・一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

・「美術品」について複製の販売を目的とする場合

2　慣行があるときは「出所の明示」が必要

（文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.90 より）

[12] 権利制限規定の詳細な説明は、「令和 6 年度著作権テキスト（文化庁）」p.61 などを参照されたい。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94112701_01.pdf

2.4. 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する主な用語を以下のように定義する（五十音順）。

表 2-3　用語の定義

【オルソ画像】	地図と重ね合わせることのできるよう正射変換された空中写真（画像）。
【基本測量】	測量法第 4 条の定義による。 「この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。」
【基盤地図情報】	地理空間情報活用推進基本法第 2 条第 3 項の定義による。 「この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたものをいう。」
【公共測量】	測量法第 5 条の定義による。 「この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。 一　その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量 ニ　基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの イ　行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業 ロ　その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業」
【公共測量作業規程】	公共測量を実施する上で、各測量計画機関が測量の方法・計算方法・観測機器等について規定したもの。
【三次元地図データ】	三次元点群データや写真測量の成果から作成された、高さ情報をもつ地形や地物を含む地図データファイルを指す。
【三次元点群データ】	三次元点群測量によって得られる三次元の位置座標を有する点群データ。
【作業規程の準則】	公共測量の作業規程を作成するための標準的な規準として、測量法第 34 条の規定に基づき、国土交通大臣が定めているもの[13]。
【製品仕様書】	電子地図等の求める製品の仕様を詳細に記述したもの。製品仕様書には、「設計図」としての役割と、「取扱説明書」としての役割がある。製品仕様書に記述すべき項目には、

[13] 国土地理院、「作業規程の準則について」、2024 年 9 月 20 日参照、
https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html

	成果データの構造、要求品質、データ形式等がある。
【測量】	測量法第 3 条の定義による。 「この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。」
【測量計画機関】	測量法第 7 条の定義による。 「この法律において「測量計画機関」とは、前二条*に規定する測量を計画する者をいう。測量計画機関が、自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となることができる。」 *前二条：第 5 条 公共測量、第 6 条 基本測量及び公共測量以外の測量
【測量成果等】	作業規程の準則第 5 条第 2 項の定義による。 「計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。」
【地理空間情報】	地理空間情報活用推進基本法第 2 条第 1 項の定義による。 「この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。 一　空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。） 二　前号の情報に関連付けられた情報」
【二次的著作物】	著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう（著作権法第 2 条第 1 項第 11 号）。著作物に新たな創作的な表現を加えるなどしたものが二次的著作物となる。他人の著作物を加工等する場合には、当該著作物の著作権者の許諾が必要である。
【二次利用】	測量計画機関が本来の行政目的で整備した測量成果等を第三者がその行政目的とは異なる目的で利用することを指す。
【メタデータ】	オープンデータ基本指針では「データの検索性を高め利活用を促進すること等」を目的に、「データの概要及び形式等」を記載した情報を指すとされる。 なお、測量成果等のメタデータに関する規定は、作業規程の準則に示すとおり。
【流通】	一般の利用に供された測量成果が広く世間に通用することを指す。

2.5. 参考となる政府等のガイドライン等

測量成果等の円滑な整備・更新及び提供・流通の際に知的財産権に関して配慮すべき事項等に関して、参考になると考えられる政府のガイドライン等を表 2-4 に示す。

表 2-4 参考となる政府のガイドライン等

資料名	概要
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン[14]	地理空間情報の円滑な提供・流通を図ることを目的とした、二次利用に伴う著作権をはじめとする各種留意事項の実務上の取扱いを整理したガイドライン。本ガイドラインの初版はこのガイドラインとの整合を図りつつ策定した。
作業規程の準則[15]	測量法第 34 条に基づいて定められた、測量に関する作業規程の準則である。 測量計画機関が測量法第 33 条に基づく作業規程を定めるに当たり、作業規程の準則を準用することができる。
令和 6 年度著作権テキスト[16]	著作権法の内容について所管省庁が発行する解説テキストである。 著作権法の内容や留意点を把握するに当たり、参考になると考えられる。
オープンデータ基本指針[17]	官民データ活用推進基本法第 11 条及び第 12 条に規定される措置等を具体化した文書のひとつであり、オープンデータの基本事項（定義・意義、公開のルール等）が整理されている。 オープンデータとして測量成果等を提供・流通する際の参考になると考えられる。
公共データ利用規約（第 1.0 版）[18]	オープンデータ基本指針で示された公開データの二次利用に関するルールを具体化し、原則として国の各府省や地方公共団体がデータを公開する際に利用できる利用規約である。 オープンデータとして測量成果等を提供・流通する際の利用約款として参考になると考えられる。

[14] 地理空間情報活用推進会議、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン、2025 年○月○日、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html
[15] 国土地理院、「作業規程の準則について」、2024 年 9 月 20 日参照、https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html
[16] 文化庁著作権課、令和 6 年度著作権テキスト、令和 6 年 7 月発行、https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94089201_01.pdf
[17] デジタル庁、オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定　令和 6 年 7 月 5 日改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/f1e42cee/20240705_resources_data_guideline_01.pdf
[18] デジタル庁、公共データ利用規約（第 1.0 版）（平成 25 年 6 月 25 日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定　令和 6 年 7 月 5 日 改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/24afdf33/20240705_resources_data_outline_05.pdf

資料名	概要
3D 都市モデルの導入ガイダンス（第 4.0 版）[19]	国土交通省が整備を進める 3D 都市モデルの導入に関するガイドライン。 知的財産権関連法令等の遵守等の整理について参考になると考えられる。
手引書「オープンデータをはじめよう」[20]	デジタル庁が公開する、地方公共団体がオープンデータに取り組む際に参考となる手引書である。 データ公開サイトの方針策定に関する事項等、地方公共団体がオープンデータに取り組む際に参考になると考えられる。

[19] 国土交通省、3D 都市モデルの導入ガイダンス（第 4.0 版）、2024 年 3 月 29 日発行、
https://www.mlit.go.jp/plateau/file/libraries/doc/plateau_doc_0000_ver04.pdf
[20] 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～、令和 3 年 6 月 15 日更新、
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.digital.go.jp%2Fassets%2Fcontents%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F8f4ecdeb-ff2d-4ebd-b6b7-31a44279f912%2F20210615_resources_data_first_guide_04.pptx&wdOrigin=BROWSELINK

3.　整備・更新段階

測量成果等は、測量法で規定された手続にのっとり整備・更新を実施する。その公共測量の実施に関する手続の概要は、図 3-1 に示すとおり。

本章では、図 3-1 の工程（赤枠）に従い整備・更新した測量成果等（3.1.1 参照）別と、測量成果等の整備・更新の類型（3.2 参照）別に、測量成果等の二次利用促進の観点から整備・更新段階における留意点を示す。

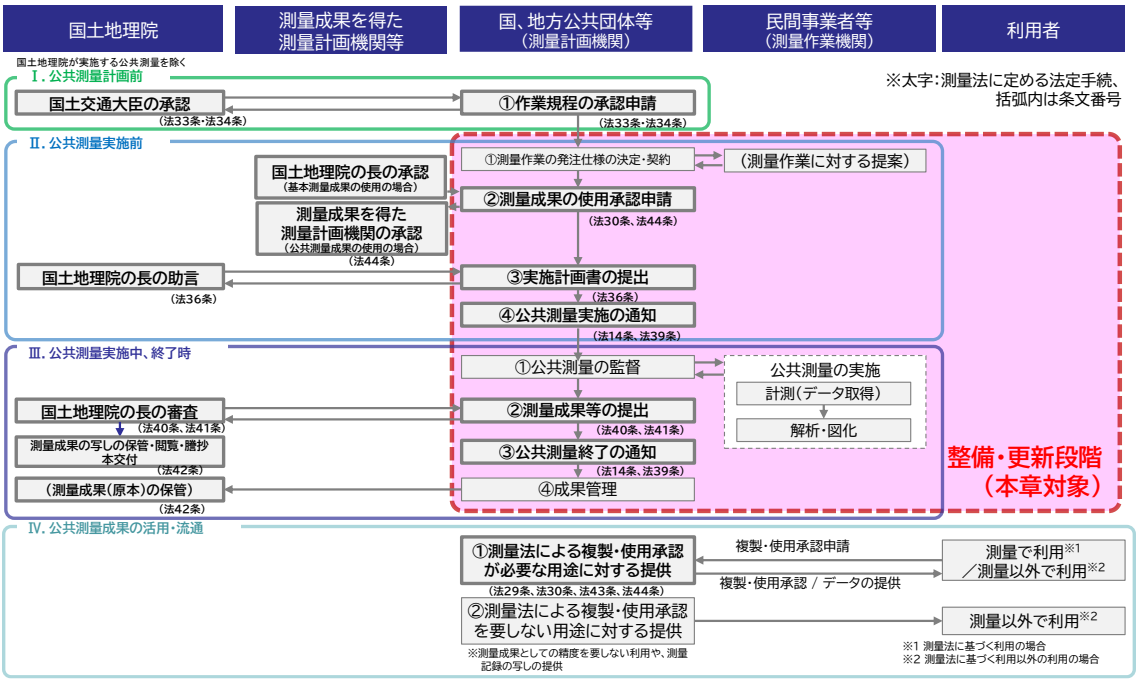

※3.2 の類型「① 測量計画機関が自ら測量成果等を整備する場合」では、測量計画機関＝測量作業機関となる。

図 3-1　公共測量の実施に関する手続の概要

3.1. 整備・更新段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点

本項では、整備・更新段階における関連法令等を踏まえた留意点として、整備・更新段階における著作権法に関する留意点を 3.1.1 で示す。

3.1.1. 著作権法に関する留意点

- 著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある。
- 著作物性の有無は個別具体の事例に応じて判断されるものであり、測量成果等においても著作物性が認められる可能性は否定できないため、著作物性が認められうるものと想定することが望ましい。

著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある（2.3.3(1)参照）。測量成果等として、地図、空中写真、データベース、メタデータのほか、近年新たな測量成果として広く浸透してきた三次元点群データや三次元地図データ等が挙げられる。測量計画機関は、作業方法等を細かく定めた作業規程を定め、それに基づいて測量作業を（業務委託等含めて）行っている。

著作物性は個別具体の事例に応じて判断されるもの（判例は別紙に記載）であり、個々の測量成果等の著作物性の判断は、最終的には裁判所の判断に委ねるほかないが、測量成果等においても著作物性が認められる可能性が否定できないことから、著作物性が認められうることを想定して対応策を講じておくことが望ましい。

以上を踏まえ、本ガイドラインでは、測量成果等について著作物性が認められることを前提として、権利処理等に係る留意点を示すこととする。

3.2. 整備･更新段階における整備･更新の類型別の権利処理について

3.2.1. 測量成果等の整備・更新の類型

- 測量計画機関が測量成果等を整備･更新する際には、整備・更新に関わる主体に応じて、主に以下の 3 つの類型に分けることができる。
  ① 測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合
  ② 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合
  ③ 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合

測量計画機関が測量成果等を整備･更新する際には、整備・更新に誰がどのように関わるのかという観点から、著作権の帰属先や権利処理の考え方を、主に以下の 3 つの類型に分けることができる。

① 測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合

② 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合

③測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合

そこで 3.2.2 及び 3.2.3 では、上記①から③の類型別に、測量成果等に著作物性が認められうるものとして取り扱う場合の著作権の帰属先や権利処理の考え方を示す。

測量成果等の整備・更新の類型に応じた、民間事業者等との権利処理上の留意点を、表 3-1 に示す。各留意点の詳細について、著作権の帰属先については「3.2.2　著作権の帰属に関する考え方」、著作権の権利処理の考え方は「3.2.3　著作権の権利処理について」を参照のこと。

表 3-1　測量成果等の整備・更新の類型に応じた、民間事業者等との権利処理上の留意点

		民間事業者等に委託した際の契約時における著作権の権利処理の類型※		
		民間事業者等から測量計画機関に測量成果等の著作権を全部譲渡するように定める場合	測量成果等の著作権の持分の一部を譲渡させ、民間事業者等との共有にする場合	測量成果等の著作権等を譲渡させず、民間事業者等のみに帰属させるが、測量計画機関の庁内業務利用を可能にする場合
測量成果等を整備・更新する際の類型	自ら測量成果等を整備・更新する場合（類型①）	該当しない	該当しない	該当しない
	民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合（類型②）	・著作権が測量計画機関に譲渡されることを整備・更新時の契約等で定めておく必要がある。 ・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利については提供時の契約書等に明示的に記載しておくと良い。 ・著作者人格権については、譲渡することができないが、事前の契約等によって不行使契約を行うことが可能であるため、著作者人格権を行使しないことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておく必要がある。	・測量成果等の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の持分を含む権利の処理について合意を得ておくことが必要である。 ・測量成果等の利用方法や、著作者人格権の不行使について共有者となる民間事業者等との間であらかじめ定めておくことが必要である。	・契約書類に著作権の帰属先は民間事業者等であることの明記が必要である。 ・整備・更新した測量成果等の取扱いについて、協定書等で、著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。 ・協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。
	民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合（類型③）	・創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 ・測量成果等の利用の円滑化の観点から、測量計画機関と民間企業等に帰属している著作者人格権を行使しないこと又は著作者人格権を代表して行使する者を測量計画機関と定める（著作権法第 64 条 3 項）ことを契約等で定めておく必要がある。 ・測量成果等の利用の円滑化の観点から、著作権（財産権）については、測量計画機関に譲渡させることを契約等で定めておく。	・創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 ・共同で整備・更新した測量成果等が著作権法の共同著作物となる場合は、共有著作権（共有著作権の詳細は 3.2.2(1)③参照）の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある。 ・測量成果等の取扱いで、協定書等に、著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、測量成果等の使用料について定めておく必要がある。 ・協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。	・創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 ・共同で整備・更新した測量成果等が著作権法の共同著作物となる場合は、共有著作権（共有著作権の詳細は 3.2.2(1)③参照）の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある。 ・契約書類に著作権の帰属先は民間事業者等であることの明記が必要である ・整備・更新した測量成果等の取扱いについて、協定書等で著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、測量成果等の使用料について定めておくこと重要である。 ・協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。

※整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について確認するとともに、整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権(財産権)について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することや、利用する測量成果等が二次的著作物の場合は原著作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを契約等で定めておく必要がある。補足資料として民間測量成果を用いる場合は、当該民間測量成果を購入・入手する際についても同様である。

※　基本測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、国土地理院の長の使用・複製承認が必要である。また、公共測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、測量計画機関の使用・複製承認が必要である。

3.2.2. 著作権の帰属に関する考え方

- 著作権（財産権）及び著作者人格権は、創作的表現を行った「著作者」に帰属する。
- 測量成果等に著作物性が認められることを前提とした場合、その権利の帰属は、「誰が創作的な行為を行ったか」という観点から判断される。

著作権（財産権）及び著作者人格権は、創作的表現を行った「著作者」に帰属する（2.3.3 参照）。測量成果等に著作物性が認められることを前提とした場合、著作権（財産権）及び著作者人格権の帰属は、「誰が創作的な行為を行ったか」という観点から判断される。

測量計画機関は、作業方法等を細かく定めた公共測量作業規程[21]を定め、それに基づいて測量作業を（業務委託等含めて）行っている。ここでは、「3.2.1　測量成果等の整備・更新の類型」で整備・更新に関わる主体に応じて分類した①から③の類型ごとに、著作権（財産権）及び著作者人格権の帰属の考え方を整理する。

また、いずれの整備・更新の類型においても、公共測量においては、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施することを踏まえ、各類型に共通の考え方として、利用する測量成果等の著作権の考え方についても補足する。

(1) 整備・更新の類型別の著作権の帰属に関する考え方

① 測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合

この場合、創作的寄与があるとすれば測量計画機関によるものにほかならないから、その測量成果等に思想又は感情が創作的に表現されていると認められた場合は、著作者人格権及び著作権（財産権）は、測量計画機関に帰属する。

② 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合

発注者である測量計画機関からの指示や監督の内容や、測量計画機関と受注者である民間事業者等の測量作業機関（以下「業務受託者」という）の裁量の程度により、著作権等の帰属が判断される。以下に、著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属先の判断手法を示す。

1)　測量計画機関が詳細な監督指示を出して作成する場合

例：　測量計画機関自らが測量成果等の企画を行い、詳細な仕様書（作業規程・図式を含む）を作成して発注を行い、実際の作業においても細部について事細かに具体的な作業指示を業務受託者に示して作業を行わせている等、業務受託者の思想又は感情を創作的に表現する余地がない状態で作業を行わせている。

[21] なお、国又は地方公共団体等が独自に作成した公共測量作業規程については、著作権法第 13 条の「告示、訓令、通達その他これに類するもの」に相当し、著作権法では保護されないと考えられる。

創作的な寄与が認められるのは測量計画機関のみであると解される場合には、その測量成果等が著作物と認められたならば、測量計画機関に著作者人格権及び著作権（財産権）が帰属すると考えられる。

2）　測量計画機関が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合

例：　測量計画機関が業務受託者に細かな指示をせずに業務受託者に判断を任せて作業を行わせている。

業務受託者のみに創作的な寄与があると解されれば、当該作業により創作された部分が著作物と認められたならば、業務受託者に著作者人格権及び著作権（財産権）が帰属すると考えられる。

なお、ここではわかりやすさを優先し、測量計画機関か業務受託者のいずれかのみに創作的寄与がある場合について説明したが、双方に創作的寄与が認められることもありうる。その場合の著作権等の帰属の考え方は、「③測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備する場合」と同様である。

③　測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備する場合

この場合、測量計画機関と民間事業者等の双方に創作的寄与が認められれば、整備・更新した測量成果等が著作権法による著作物となる場合は、その測量成果等は、測量計画機関と民間事業者等の測量作業機関の共同著作物となり、著作者人格権及び著作権（財産権）は共有となる（2.3.3(2)参照）。

⑵　整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について

公共測量は、正確さの確保の観点から、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施することとされている。また、補足資料として、測量法第 6 条で規定されている民間測量成果を用いることが認められている[22]。

整備・更新時に利用する測量成果等について、当該測量成果等の著作権について確認することが必要である。

3.2.3. 著作権の権利処理について

測量成果等のうち著作権法で保護される著作物となるものについては、整備・更新手法に応じて著作者が異なってくることもあるため、契約書類においてあらかじめ著作者人格権及び著作権（財産権）の行使等の権利処理について、明確に規定しておくべきで

[22] 公共測量は正確さの確保の観点から、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施する（測量法第 32 条）。ただし、測量で使用する資料全てが、基本測量又は公共測量の成果である必要はなく、補足資料として測量法第 6 条で規定されている民間測量成果を用いることができる。この場合、民間測量成果の要件（法第 46 条第 1 項に基づく届出がされた測量において得られた等）が定められている。また、補足資料の利用は、正確さが確保されている公共測量成果を修正する場合に限られるため、補足資料だけを用いて新たな地形図等を作成することはできない。
詳細は、国土地理院「公共測量の手引（2024 年 3 月）」p.7 を参照。
https://www.gsi.go.jp/common/000258790.pdf

ある。

測量計画機関が測量成果等の作成の外部委託や購入・入手した民間測量成果を補足資料として測量成果等の整備・更新を行った結果、その測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合がある。この場合、測量成果等の整備・更新及び提供・流通の各段階で、整備・更新の類型別の著作権の帰属に関する考え方（3.2.2 参照）を踏まえて、契約書類において著作者人格権の不行使及び著作権（財産権）の帰属について明確に規定することにより、測量成果等の利用・提供を円滑に進め、併せて後日の紛争を未然に防止する必要がある。

特に、整備・更新時の契約等における権利処理に際しては、測量成果等の提供・流通段階での利用目的に応じた利用条件等を明確に規定しておくことで、オープンデータとしての提供や災害対応等における測量成果等の迅速な活用に資すると考えられる。

また、測量計画機関が民間事業者等から測量成果等を購入・入手する場合、若しくは著作物を原典資料として新たな測量成果等を作成する場合等において、二次的著作物が納品される可能性があるため、原著作者の権利を適切に処理しておくことが必要である。

ここでは、「3.2.2　著作権の帰属に関する考え方」を踏まえ、整備・更新の段階における、それぞれの類型に応じた著作者人格権及び著作権（財産権）の権利処理の考え方について示す。

また、いずれの整備・更新の類型においても、公共測量においては、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施することを踏まえ、各類型に共通の考え方として、利用する測量成果等の著作権の権利処理の考え方、測量成果等における著作者人格権（同一性保持権）に関する留意点及び測量成果等に他者の著作物が含まれる場合の留意点についても補足する。

(1) 整備・更新の類型別の著作権の権利処理について

①　測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、測量計画機関が著作者人格権及び著作権（財産権）を有するため、測量成果等の整備・更新の段階では、権利処理の必要はないが、「3.2.2(1)③　測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備する場合」で記した職務著作（法人著作）に注意する必要がある。

②　測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合

測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合の契約の在り方について、民間事業者等の測量作業機関に外部委託して整備・更新した測量成果等の著作者人格権については不行使契約を行うことが可能であり、著作権（財産権）については、その全部又は一部を譲渡することが可能である。従って、測量成果等の利用の円滑化の観点から、業務受託者が著作者人格権を行使しないこと、

及び著作権（財産権）については業務受託者に帰属させない（譲渡させる）ことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

【記載例】（著作者人格権の不行使）
乙は、成果物（業務を行う上で得られた中間成果物を含む。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当し、当該著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を有する場合においても、甲及び甲指定の者に対してこれを行使しないものとする。

【記載例】（著作権のうちの財産権の譲渡等）
乙は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の一切の著作権（著作者人格権を除く。また、著作権法第 27 条及び法第 28 条の権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、測量計画機関からの指示や内容によっては、業務受託者が著作者人格権及び著作権（財産権）を有する可能性がある。

測量成果等の広範な提供・流通は業務受託者に任せるという考え方もあるが、以下では、測量計画機関が自らの責任において提供・流通を図る上での適切な著作者人格権及び著作権（財産権）の処理の考え方を、測量計画機関からの指示の内容に応じたそれぞれの場合について整理する。

1)　測量計画機関が詳細な監督指示を出して作成する場合

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、測量計画機関が著作者となる。その場合、「①測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合」と同様に特に権利処理の必要はないが、事後のトラブルを避けるため、後述する「2)測量計画機関が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合」と同様に、著作権に関する権利処理（著作権（財産権）の譲渡、著作者人格権の不行使等）を整備・更新時の事業者との契約書に明記する等、契約等において明らかにしておくことが望ましい。

2)　測量計画機関が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合

この場合は、業務受託者に判断を任せて作業を行わせた箇所に著作物性が認められることで、その測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、業務受託者がその箇所の著作権者になる。

著作者人格権は、創作と同時に著作者に帰属する一身専属的な権利であることから、譲渡することができない（著作権法第 59 条）が、事前の契約等によって不行使契約を行うことは可能である。そこで測量計画機関が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、著作者人格権の権利（「公表権」同法第 18 条、「氏名表示権」同法第 19 条、「同一性保持権」同法第 20 条）が測量成果等の提供・流通の妨げにならな

いように、業務受託者が著作者人格権を行使しないことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

一方、著作権（財産権）は、その全部又は一部を譲渡することができる（同法第 61 条）。測量計画機関が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、測量成果等に及ぶ可能性のある著作権（複製権、上映権、公衆送信権（送信可能化を含む）譲渡権、貸与権、翻案権）については、業務受託者に帰属させない（譲渡させる）ことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

③　測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合

測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で整備・更新した測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合は、測量計画機関と民間事業者等の測量作業機関の共同著作物になる。

共同著作物の著作者人格権は著作者全員の合意によらなければ行使することができず（著作権法第 64 条）、その共有著作権（財産権）は、その共有者全員の合意によらなければ行使することができない（同法第 65 条）ため、測量成果等の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の持分を含む権利の処理について合意を得ておくことが必要である。

測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合の契約の在り方は、①業務受託者と測量計画機関との共同著作物とする場合　と　②業務受託者のみに著作権を帰属させつつ、測量計画機関における庁内業務利用は可能にする場合　のそれぞれについて、以下のとおりである。

1)　業務受託者と測量計画機関との共同著作物とする場合

測量計画機関が業務受託者と共同事業で整備・更新した測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合は、その測量成果等は共同著作物となるため、共有著作権の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある（著作権法第 64 条及び第 65 条）。その場合、著作権（財産権）については、各共有者は正当な理由がない限り、その合意を拒み又はその合意の成立を妨げることはできない（著作権法第 65 条第 3 項）とされているところであるが、整備・更新した測量成果等の取扱いについて、協定書等で使用許諾条件、瑕疵（かし）、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。

測量計画機関であっても、契約上の利用の範囲を超えた利用の際には、新たにその共同著作物の他の著作者全員の合意が必要となる。

以上のように、承認の事務手続が複雑になるため、その測量成果等の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の行使について取り決めておくことが好ましい。

なお、その共同著作物である測量成果等を測量計画機関が第三者に利用を認めようとするときは、測量法の複製・使用承認及び共有著作権の共有者全員の合意が必要である。

また、共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権及び共有著作権を代表

して行使する者を定めることができる（著作権法第 64 条第 3 項、第 65 条 4 項）。

2)　業務受託者のみに著作権を帰属させつつ、測量計画機関における庁内業務利用は可能にする場合

測量成果等が著作権法で保護される著作物の可能性がある場合は、業務受託者が著作権の帰属先であることを契約書類に明記し、①と同様に、整備・更新した測量成果等の取扱いについて、協定書等で、使用許諾条件、瑕疵（かし）、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。これにより、測量成果等の整備・更新に係る費用をある程度軽減できる場合がある。

ただし、著作権がすべて業務受託者に帰属するため、測量計画機関が契約書や協定書で取決めをした目的以外の目的で利用する場合は、その都度、業務受託者に対して申請を行う必要が生じる。そのため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要となる。

一方、業務受託者側が協定書等で取り決めをした目的以外の目的で利用する場合は、著作権法の手続は不要となる。

なお、業務受託者が測量成果を一部の用途に使用・複製する場合は、測量計画機関に対して、測量法の使用・複製承認の手続を行うことが必要である。

⑵ 整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について

公共測量で利用する測量成果等の著作権について、確認することが必要である。

当該測量成果等が著作物である場合は、整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することを契約等で定めておく必要がある。

当該測量成果等が二次的著作物である場合は、測量成果等を整備・更新及び提供し、流通させるに当たり、原著作者の権利を適切に処理し、購入・入手した二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないように契約等で定めておく必要がある。

また、測量計画機関が補足資料として利用する民間測量成果を購入・入手する場合の契約の在り方としては、測量計画機関は必要とする測量成果等の仕様を明記した調達仕様書を示し、入札等の手続により契約が行われる。購入・入手した測量成果等をインターネット等で公開することや、特定の目的における二次利用を想定している場合は、契約の際に測量成果等についての「仕様」と併せて「使用目的」や「使用環境」等の以下に示す内容を調達仕様書に明記しておく必要がある。調達仕様書の記載例を以下に示す。

1)　使用目的

使用目的については、現在必要としている業務のみならず、将来をある程度見越して検討し、記載するとよい。

【調達仕様書の記載例】
・今回調達する測量成果は、〇〇部の業務支援に利用する。
・〇〇を目的とした二次利用を想定し、当該目的のための二次利用が可能な測量成果を調達する。

2)　使用環境

測量成果を使用する場所、パソコンの台数、及び使用形態（ネットワーク上での使用なのか、スタンドアロンでの使用なのか）を記載する。

【調達仕様書の記載例】
・購入するデータの利用環境は以下のとおりとする。
例１）スタンドアロンでの使用の場合
・購入するデータは、○○部に設置されているパーソナルコンピュータのハードディスクに導入し、データが導入されたパーソナルコンピュータで利用する。
・データを導入するパーソナルコンピュータの台数は、○台とする。

例２）ネットワーク上での使用の場合
・購入するデータは、○○市のイントラネットに接続されたサーバに導入し、○○部内に設置された端末（パーソナルコンピュータ）において、WEB ブラウザソフトを用いて使用する。
・サーバに格納されたデータにアクセスするのは、○○部に設置された端末とし、また同時にアクセスできる台数は、○台とする。

3)　第三者への委託

システムの運用等において第三者への委託が発生する場合に、データに対して必要となる措置を講じられることを記載する。

【調達仕様書の記載例】
・データは、システム更新等のために、第三者に委託し、複製・加工・改変できるものとする。

(3) 測量成果等における著作者人格権（同一性保持権）に関する留意点

地図等の測量成果等を更新する行為は、著作者人格権（同一性保持権）の侵害に当たる場合があり得るため、著作者人格権（同一性保持権）の不行使契約を結んでおくことが望ましい。

著作物性のある測量成果等の改変として、例えば地図の更新や測地系・投影法の変換、オルソ画像の生成などが考えられるが、その行為が著作権法第 20 条第 2 項で規定される同一性保持権の適用が除外され改変が認められる場合に該当するかどうかは、個別事案ごとにその改変の必要性等を踏まえ判断されることとなると考えられる。

なお、行政が測量成果等の著作権（財産権）を有しているが、外部業者が著作権者の場合、翻案権を有する主体としての行政による改変が、同一性保持権の侵害に該当する可能性があるため、紛争を未然に防ぐ観点から、著作者人格権（同一性保持権）の不行使契約を結んでおくことが望ましい。

(4) 測量成果等に他者の著作物が含まれる場合の留意点

> ➢ 測量成果等の整備・更新において他者の著作物が含まれる場合に、権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく測量成果等の整備・更新がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。

測量成果等の整備・更新時におけるデータ取得時に、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の著作物が含まれる場合がある。このような第三者の著作物が測量成果等の整備・更新において、著作権法第 30 条の 2 の「写り込み」に関する権利制限規定や、同法第 46 条の屋外設置の美術品、建築物の利用が適用できる場合もあり、その場合は、著作権者の許諾なく測量成果等の整備・更新がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる（2.3.3(4)及び図 3-2 参照）。

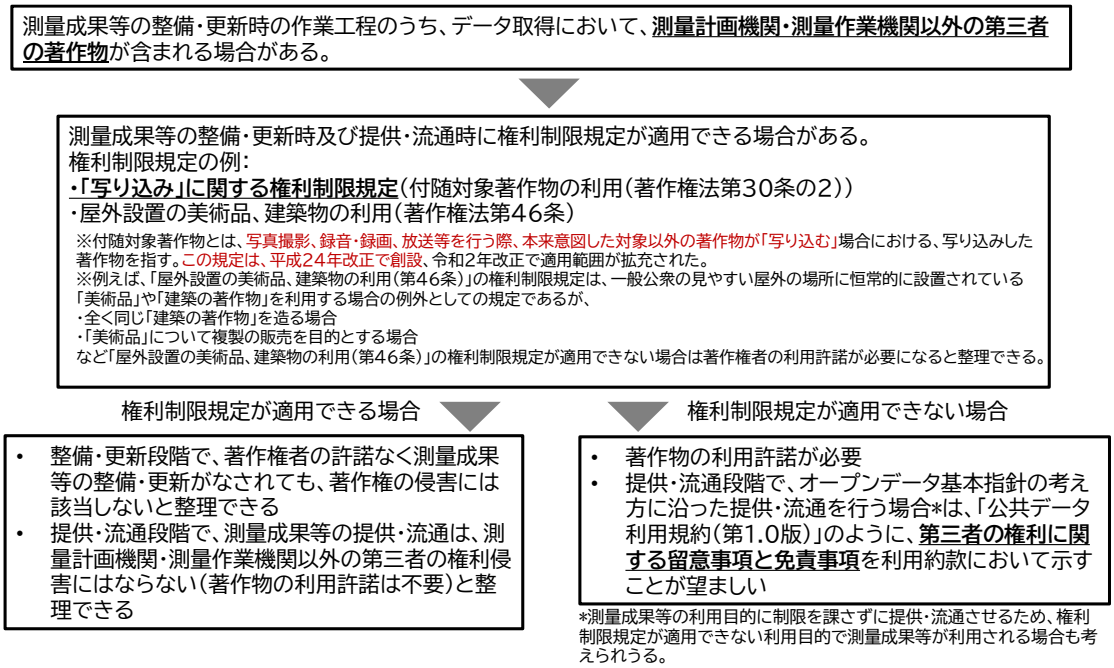

図 3-2　測量成果等に含まれる他者の著作物に関する留意点（権利制限規定の適用）

4.　提供・流通段階

3 章で整備・更新した測量成果等を提供・流通する際の流れを、図 4-1 の赤枠に示す。

本章では、整備・更新した測量成果等（3 章参照）を、提供・流通する際の留意点（4.1 参照）や、提供・流通の際に 3 章で提示した測量成果等の整備・更新の類型に応じて留意が必要な事項（4.2 参照）を示す。

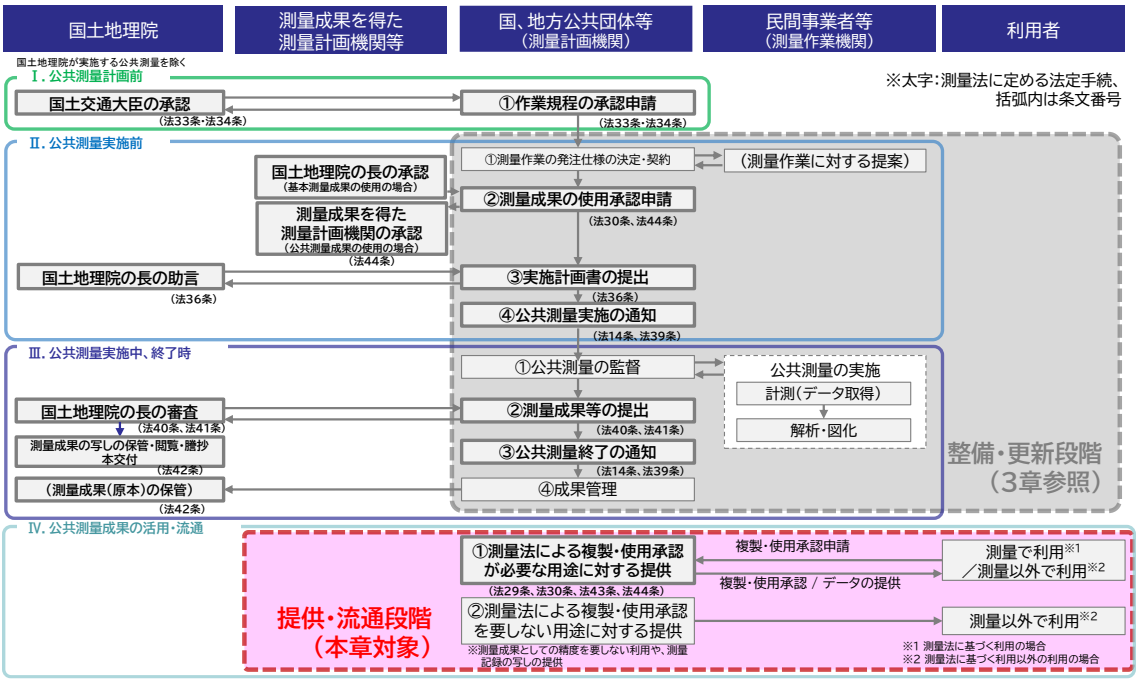

※4.2 の類型「①測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新したものを提供し、流通させる場合」では、測量計画機関＝測量作業機関となる。

図 4-1　公共測量の実施に関する手続の概要

4.1.　提供・流通段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点

本節では、関連法令等による規定等を踏まえ、二次利用促進の観点から、測量成果等の提供・流通段階における留意点を以下に示す。

4.1.1.　オープンデータ基本指針に関する留意点

- 官民データに該当する測量成果等は、官民データ活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本法に沿って提供・流通を促進する必要がある。
- 国及び地方公共団体をはじめとする測量計画機関が測量成果等を提供・流通させる際は、オープンデータ基本指針の考え方に沿って提供することが望ましい。

本項では、国及び地方公共団体が保有する官民データのオープンデータ化に取り組む

ことを定めた官民データ活用推進基本法と測量成果等の提供・流通の関係を示した上で、オープンデータに関する決定文書であるオープンデータ基本指針に関する留意点を示す。

(1) 官民データ活用推進基本法

官民データとは、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の第 2 条にて、電磁的に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業遂行等に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいうとある。また、第 1 条に、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とするとある。

官民データに該当する測量成果等は、官民データ活用推進基本法に沿って提供及び流通を促進する必要がある。

官民データ活用推進基本法（抄）

（目的）

第一条　この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

官民データを国及び地方公共団体が提供・流通させることについて、官民データ活用推進基本法の第 11 条、第 12 条によると、国の安全や他者の利益等が害されることのないようにしつつ、インターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずることが求められている。国及び地方公共団体をはじめとする測量計画機関においては、官民データに該当する測量成果等を提供・流通させる場合には同様の措置を講ずることが望ましい。

官民データ活用推進基本法（抄）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）
第十一条　国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。
２　事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関連する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）
第十二条　国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) オープンデータ基本指針

「オープンデータ基本指針（令和６年７月改正）」は、官民データ活用推進基本法を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む基本方針」[23]として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議が取りまとめた決定文書である。オープンデータ基本指針では、「3. オープンデータに関する基本的ルール」の「(1) 行政保有データのオープンデータ公開の原則」より、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とし、地方公共団体においても同様に対応することが望ましいとされている。

また、「2. オープンデータの定義」及び「3. オープンデータに関する基本的ルール」の「(2) 公開データの二次利用に関するルール」より、測量成果等をオープンデータ基本指針の考え方に沿って提供・流通させる場合には、原則、公共データ利用規約（第1.0 版）を適用することが望ましいことが示されている。従って、国及び地方公共団体をはじめとする測量計画機関が測量成果等を提供・流通させる際は、オープンデータ基本指針の考え方に沿って提供することが望ましい。

オープンデータ基本指針（抄）

２．オープンデータの定義

[23] デジタル庁、オープンデータ基本指針の概要（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定　令和 6 年 7 月 5 日改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/65849570/20240705_resources_data_guideline_03.pdf

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。[24]

① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
② 機械判読[25]に適したもの
③ 無償で利用できるもの[26]

３．オープンデータに関する基本的ルール

（１）行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む。）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする[27]。

なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公表する[28]ことを原則[29]とする。

地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

（２）公開データの二次利用に関するルール

各府省庁のウェブサイト[30]上で公開されるデータについては、原則、公共データ利用規約[31]を適用し、具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進する。

公共データ利用規約は地方公共団体でも利用することができ、同様に対応することが望ましい。

4.1.2. 測量法に関する留意点

- 測量法では、測量の正確さの確保・重複排除を目的として、測量の実施・利用・提供に関する手続を規定している。
- 測量法では、測量の正確さを確保する観点から、一部の用途で測量成果を複製・使用する際は複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けている。
- 行政庁である測量計画機関は、行政手続法の規定に沿って承認に係る審査基準を明

[24] ただし、セキュリティの理由により、利用者に対し、事前登録を求めたり、データへのアクセス方法に制限を設けたりといった措置が講じられることがあり得る。

[25]「機械判読」とは、コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。

[26] オープンデータとは言えないものの、データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなうケースもある。

[27] 今後、行政目的で作成されるデータについては、本指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があり、デジタル庁において、各府省庁の整備状況を把握し、必要な調整を行うことが求められる。

[28] 法令又は合理的な根拠によりオープンデータとして公開できない場合（二次利用に制限がある場合を含む。）は、その旨を具体的に示す。

[29] 公開できない理由を公開することだけで、公開できない情報（不開示情報）を開示することとなる場合は、理由を公開しないことができる。

[30] 各府省庁（施設等機関、地方支分部局等、府省庁に属する組織を含む。）が、その名称において開設しているインターネット上のウェブサイト、データベースサイト、個別業務サイト等を広く含む。

[31] 政府機関のウェブサイトで公開されているデータの二次利用を促進する観点から、統一的 なひな形として示された各府省庁ウェブサイトの利用に関するルール（旧名称「政府標準利用規約」）。

確にし、公にする義務を負うと考えられる。また、同法の規定に沿って承認するまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めた場合には公にする義務を負うと考えられる。

測量法では、測量成果の活用に際して、測量の正確さを確保する観点から、後述する、一部の用途で複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けている。

測量成果等の提供・流通に際しては、利用者が複製・使用承認を得る義務があることを、利用者に対して明示することが望ましい。

測量法（抄）

（測量成果の複製）

第二十九条　基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（測量成果の使用）

第三十条　基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

２　国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反していること。

二　当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

３　第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

４　基本測量の測量成果を使用して刊行物（当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第四十四条第四項において同じ。）を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

（測量成果の複製）

第四十三条　公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

（測量成果の使用）

第四十四条　公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

２　測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反していること。
二　当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
３　第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
４　公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

測量成果の複製・使用承認を得ることが義務付けられている一部の用途は、表 4-1 のとおり。

表 4-1　測量法における複製・使用承認の審査基準に関する規定

複製承認に関する基準	基本測量（国土地理院）	『測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領』（一部改正　令和元年 11 月 1 日　国地達第 17 号）[32] ・複製に関して、以下のいずれかの場合には承認を必要とする ①測量を実施する者に対して提供するために複製する ②書籍・CD-ROM 等で不特定多数の者に対して発行する（営利・非営利を問わない） ③インターネット・電子メール等で測量成果等を公表し、不特定多数が閲覧・入手できる状態に置く ※書籍・パンフレット等への地図の挿入、経緯度等の位置座標がないものなど、正確さを要しないものを除く（地図帳や国土の管理に関わる地図情報等は除外しない） ・複製に関して、以下の条件を付すことができる － 「承認を得て複製した旨」、「承認番号」、「二次的利用には承認が必要な旨」の記載 － 複製品の作成の場合に速やかに国土地理院へ提出すること － HP 公開の際は URL を国土地理院に報告すること　など ・二次的複製の場合も複製承認の規定を適用する
	公共測量（国又は公共団体）	『測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領』 ・国土地理院が実施する公共測量の承認基準は、「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」を準用。 ・地方公共団体の承認基準の内容については任意。 『公共測量の測量成果の複製及び使用にかかる承認事務について（技術的助言）』（平成 26 年 8 月 25 日　国地総務第 87 号）[33] ・国土地理院から都道府県知事（測量計画機関の長）に対し、「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」を公共測量に読み替えて運用の参考とできる旨の技術的助言（採否は任意）
使用承認に関する審査基準		測量法 ・測量計画機関は、申請を受けた場合は使用を承認する義務あり（法令違反の場合又は測量の正確さの確保のために適切でない場合を除く）（第 30 条、第 44 条）

また、測量法における複製・使用承認は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当すると考えられることから、行政手続法第 5 条の規定に沿って、行政庁である測量計画機関は、当該処分の審査基準を明確にし、公にする義務を負うと考えられる。また、同法第 6 条の規定に沿って、当該承認までに要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めた場合には公にする義務を負うと考えられる。

[32] 国土地理院、測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領、https://www.gsi.go.jp/common/000219764.pdf
[33] 国土地理院、公共測量の測量成果の複製及び使用にかかる承認事務について（技術的助言）（平成 26 年 8 月 25 日　国地総務第 87 号）、https://www.gsi.go.jp/common/000254468.pdf

行政手続法（抄）

（審査基準）
第五条　行政庁は、審査基準を定めるものとする。
２　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
３　行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）
第六条　行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

4.1.3. 著作権法に関する留意点

(1) 測量成果等の著作者の権利に関する留意点

- 著作物の利用には、原則、著作権者の許諾が必要であり、許諾を得た利用以外の利用を行う場合には、改めて許諾を得る必要がある。
  - 測量成果等の提供等を行う場合、当該測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法であるか、確認が必要である。
  - 測量成果等の提供・流通をオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとするためには、当該測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法がオープンデータ基本指針に沿ったものとなるようあらかじめ権利処理を行うことが望ましい。

著作物の利用には、原則、著作権者の許諾が必要であり、許諾を得た利用以外の利用を行う場合には、改めて許諾を得る必要がある。そのため、測量成果等の提供等を行う場合、当該測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法であるか、確認が必要である。

このように、測量成果等の提供・流通をオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとするためには、当該測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法がオープンデータ基本指針に沿ったものとなるようあらかじめ権利処理を行うことが望ましい。

(2) 測量成果等に他者の著作物が含まれる場合の留意点

- 測量成果等に他者の著作物が含まれる場合に、提供・流通段階で権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく測量成果等の提供・流通がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。
- オープンデータ基本指針の考え方に沿って、利用者における測量成果等の利用目的に制限を課さない形で測量成果等を提供・流通する場合は、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」の規定のように、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい。

測量成果等に他者の著作物が含まれる場合に、提供・流通段階で権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく測量成果等の提供・流通がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。権利制限規定の例としては、付随対象著作物の利用（著作権法第 30 条の 2）や屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）が考えられる。

ただし、例えば屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）の権利制限規定について、測量成果等の利用目的が「全く同じ「建築の著作物」を造る場合」や「「美術品」について複製の販売を目的とする場合」である場合などは、権利制限規定を適用できない利用目的である。オープンデータ基本指針の考え方に沿って、利用者における測量成果等の利用目的に制限を課さない形で測量成果等を提供・流通する場合は、前述のような権利制限規定を適用できない利用目的で測量成果等が利用されることも考えられうる。このようにオープンデータ基本指針の考え方に沿った提供・流通を行う場合は、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」のように、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を利用約款において示すことが望ましい（4.3 及び図 3-2 参照）。

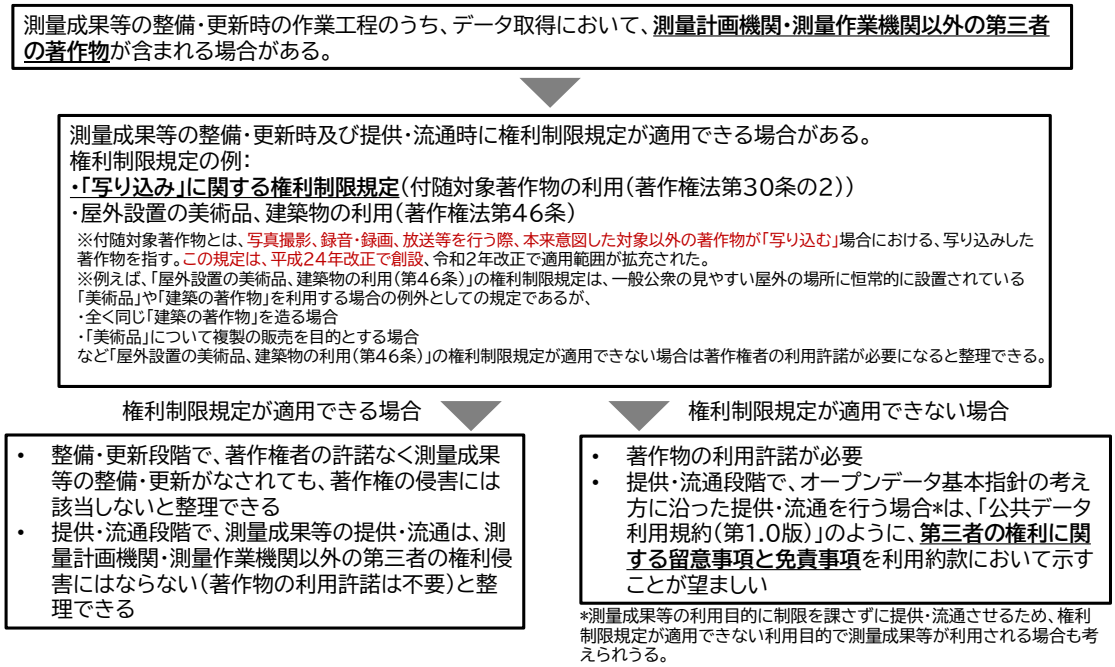

（再掲）図 3-2 測量成果等に含まれる他者の著作物に関する留意点（権利制限規定の適

用）

なお、著作権以外の知的財産権について、測量成果等に他者が意匠権又は商標権を有する地物等が含まれていた場合においても、測量計画機関等が測量成果等を利用させるまたは提供することは可能である。ただし、意匠権に関しては、測量成果等の利用者が、他者の意匠権が設定された物品、画像等（地図のデザイン、地図アプリの画面デザイン等）について、業として作成・販売等を行う目的で測量成果等を利用した場合に意匠権侵害となる可能性があり、また、商標権に関しては、利用者が他人の登録商標と同一又は類似の標章を、指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務について、商標として使用した場合等に、他人の商標権の侵害となる可能性がある。したがって、利用者における測量成果等の利用目的に制限を課さない形で測量成果等を提供・流通する場合は、著作権法における権利制限規定が適用できない場合と同様に、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい。

4.2. 提供・流通段階における権利処理について

3.2.1 で整理したとおり、測量成果等の著作物性の有無は、最終的には、個別具体の事例に応じて判断される。このため、測量成果等は、著作物性が認められない場合もあるものの、著作物性が認められうる場合があることから、提供・流通段階においても、著作物性が認められうるものと想定して、著作権の権利処理を適切に行うことが望ましいと考えられる。ここでは、3.2.1 で整理した整備・更新に関わる主体に応じて分類した①から③の類型ごとに、提供・流通段階における権利処理について説明する。

また、いずれの整備・更新の類型においても、公共測量においては、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施することを踏まえ、各類型に共通の考え方として、利用する測量成果等の著作権の権利処理の考え方についても補足する。

(1) 提供・流通段階における整備・更新の類型別の権利処理について

① 測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新したものを提供し、流通させる場合

著作権は著作者に帰属し、著作権法第 15 条に基づく職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）に該当する場合は、その整備・更新の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り測量計画機関が著作権者になる。

この場合、測量計画機関で提供・流通の方針を決定できることから、測量成果等の提供・流通時に 4.3 を踏まえた利用約款等を明示すればよい。

② 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新したものを提供し、流通させる場合

業務受託者が著作者になる可能性があるため、整備・更新を行った際の契約の内容に従って著作権の権利処理を行う必要がある。

また、権利処理の過程で利用条件や利用の範囲等が限定的となる場合は、利用約款等に明示する必要があることから、二次利用を広く許諾する形で権利処理を行うことが望ましい。

③ 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備したものを提供し、流通させる場合

測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で整備・更新した測量成果等が、著作権法で保護される著作物となる場合は、測量成果等を整備・更新する際の契約書や協定書において、流通を妨げないように、共同著作物の各著作者又は各著作権者間で著作権の行使の在り方や共有の場合の著作権及び著作者人格権の持分割合について、事前に十分協議し、権利処理について合意をしておく必要がある。

なお、提供・流通に際しては、著作者人格権と著作権の帰属先及び利用条件や利用の範囲を利用者に対して利用約款等で明示する必要があることから、二次利用を広く許諾する形で権利処理を行うことが望ましい。

⑵ 整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について

公共測量で利用する測量成果等の著作権についても、確認することが必要である。

当該測量成果等が著作物である場合は、整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することを契約等で定めておく必要がある。

当該測量成果等が二次的著作物である場合は、測量成果等を整備・更新及び提供し、流通させるに当たり、原著作者の権利を適切に処理し、購入・入手した二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないように契約等で定めておく必要がある。

なお、権利処理を行う際には、二次利用を広く許諾する形で提供・流通が可能な形で権利処理を行うことが望ましい。

4.3. 提供・流通を促進する利用約款の在り方

- オープンデータ基本指針に沿って測量成果等を提供・流通させる場合の利用約款は、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」を用いることが望ましい。
- 測量法の規定を踏まえ測量成果の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることを、個別法令による利用の制約として「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」で記載する必要がある。
- 利用者の責任において測量成果等を利用することと、利用者における測量成果等の二次利用に対して測量計画機関がその責任を負うものではないことを主張するため、第三者の権利に関する留意事項や免責事項を示すことが望ましい。

測量成果等に限らず、一般にデータの流通・提供に際しては、データの利用者に対して利用条件等を含む利用規約を示すことが必要となる。

オープンデータ基本指針に沿って測量成果等を提供・流通させる場合は、「オープンデータ基本指針」で示されているとおり、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」を用いることが望ましい。オープンデータとしてあらかじめ利用約款を提示する形での提供・流通形態は個別の利用許諾を実施することに比べて利用者が迅速に測量成果等を利用可能になることから、災害対応などにおける測量成果等の迅速な活用に資する提供・流通形態であると考えられる。なお、オープンデータ基本指針ではメタデータ（メタ情報）について、「オープンデータの検索性を高め利活用を促進するために、データの概要及び形式等の標準的なメタ情報（メタデータ）をクリエイティブ・コモンズで定められている「CC0 1.0 全世界」[34]として取り扱った上でデータカタログサイト等に登録し、公開する」ことを推奨している。

「公共データ利用規約（第 1.0 版）」は、「国又は地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について、広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すに当たり、できるだけわかりやすく統一的なものとするため、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文として定めます。」[35]とあり、第三者の権利に関する留意事項や免責事項等の共通部分と別紙（「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」の名称で、各機関が個別に規定を記載する部分）から構成される。

測量成果等の提供主体である測量計画機関の責任の範囲を明確にすることで、測量成果等の二次利用の形態の全てを事前に予測できないところであっても、利用者の責任において測量成果等を利用することと、利用者における測量成果等の二次利用に対して測量計画機関がその責任を負うものではないことを主張するため、第三者の権利に関する留意事項や免責事項を示すことが望ましい。

「公共データ利用規約（第 1.0 版）」（抄）

---

[34]「CC0 1.0 全世界」の定義等は「クリエイティブ・コモンズ・リーガル・コード」を参照。
(https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/legalcode.ja)

[35] デジタル庁、公共データ利用規約（第 1.0 版）（平成 25 年 6 月 25 日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定　令和 6 年 7 月 5 日 改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/24afdf33/20240705_resources_data_outline_05.pdf

1.2.　第三者の権利を侵害しないようにしてください
１．　本コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。本コンテンツの提供者が地方公共団体等の公的機関である場合はその地方公共団体等の公的機関以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有しているものがあります。本コンテンツの内、第三者が著作権を有しているものや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているものについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
２．　本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。
なお、第三者に権利があるコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報」に記載しています。
３．　外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。
なお、外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報」に記載しています。
４．　第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

（略）

1.6.　免責について
１．　国（本コンテンツが国ではなく地方公共団体等の公的機関によって提供されている場合はその地方公共団体等の公的機関）は、利用者が本コンテンツを用いて行う一切の行為（本コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含みます。）について何ら責任を負うものではありません。
２．　本コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

なお、「公共データ利用規約」は、著作物性のない数値データ、簡単な表・グラフ等に対して適用はない旨を明記している（公共データ利用規約１．のなお書き部分を参照）。

「公共データ利用規約（第1.0版）」（抄）

１．当ウェブサイトのコンテンツの利用について
当ウェブサイトで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、別の利用
ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の１）～７）に定める利用ルール（以下「本利用ルール」といいます。）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます（本利用ルールに従って利用できるコンテンツを、以下「本コンテンツ」といいます。）。商用利用も可能です。
本コンテンツの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。
なお、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権による保護の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

また、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」では、個別法令による利用の制約があることについて特に注意喚起したい場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」で記載することができる。測量成果等の提供・流通に際しては、測量法の規定を踏まえ、測量の正確さを確保する観点から、一部の用途で測量成果の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることを下記の例のように明示することが必要である。

（測量成果の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることの記載例）

○○（公共測量の測量成果に相当するコンテンツ名称等）の利用に係る「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」 ３）個別法令による利用の制約があるコンテンツについて ア　一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令については御注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。 ・測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関（国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院）の承認を得る必要があります。詳しくは○○（※）を御確認ください。 *（※）当該測量成果等の測量計画機関が作成した複製・使用承認の手続等を説明する資料等が示されたウェブページの URL 等を記載する想定。測量計画機関が複製・使用承認の手続を説明する資料等が示されたウェブページを作成するに当たっては、国土地理院の測量成果の利用手続のページの「地図の利用手続パンフレット」を参考にすることができる。* *〈https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html〉*

4.4. 提供・流通を促進する対価設定の在り方

> ➢ オープンデータ基本指針に沿って測量成果等を提供・流通させるためには、対価設定の考え方もオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとすることが望ましい。

オープンデータ基本指針では、オープンデータについて、無償で利用できるもの、と定義されている。さらに、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則と示されているほか、今後、行政目的で作成されるデータについては、同指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があると言及されている。オープンデータ基本指針に沿って測量成果等を提供・流通させるためには、対価設定の考え方もオープンデータ基本指針に沿ったものとすることが望ましい。

オープンデータ基本指針（抄）

２．オープンデータの定義

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。[36]

① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
② 機械判読[37]に適したもの
③ 無償で利用できるもの[38]

３．オープンデータに関する基本的ルール

（１）行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む。）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする[39]。

なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公表する[40]ことを原則[41]とする。

地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

---

[36] ただし、セキュリティの理由により、利用者に対し、事前登録を求めたり、データへのアクセス方法に制限を設けたりといった措置が講じられることがあり得る。
[37] 「機械判読」とは、コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。
[38] オープンデータとは言えないものの、データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなうケースもある。
[39] 今後、行政目的で作成されるデータについては、本指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があり、デジタル庁において、各府省庁の整備状況を把握し、必要な調整を行うことが求められる。
[40] 法令又は合理的な根拠によりオープンデータとして公開できない場合（二次利用に制限がある場合を含む。）は、その旨を具体的に示す。
[41] 公開できない理由を公開することだけで、公開できない情報（不開示情報）を開示することとなる場合は、理由を公開しないことができる。

（案）

【別紙】〈参考〉測量成果等の著作物性に関して、令和 6 年 10 月時点で見つかった裁判例

測量成果等の著作物性に関連する裁判例として、令和 6 年 10 月時点で見つかった裁判例を紹介する。

■地図
地図の著作物性が論点となった裁判例を以下に示す。

別紙表-1　知財高裁平成 18 年 5 月 31 日判決

事件名称	知財高裁平成 18 年 5 月 31 日判決（事件番号　平成 17 年（ネ）第 10091 号）「請負代金等請求控訴事件」
事案の対象	株式会社オーエフシーが制作した「世界の空港案内」シリーズに掲載されている空港案内図 （空港案内図の製作委託に対して利用した、他者の出版物（旅行案内書）に掲載された空港案内図）
判断のポイント	・どの部分を切り取って案内図として提供するか ・建物の形状及び輪郭をどのように表現するか ・各種施設や情報のうちどれを掲載しどれを外すか ・矢印や色分けを含め、どのような説明を加えるか ・ひとつの案内図としてデザインされた全体の「見た目」（見やすさ等に作成者の創意と個性が表出された。）
判断の内容	文字や配色、記載する情報内容、それらの取捨選択において作成者の創意と個性が表出している場合には、地図の著作物性が認められている。

別紙表-2　東京地裁令和 4 年 5 月 27 日判決

事件名称	東京地裁令和 4 年 5 月 27 日判決（事件番号令和 1 年（ワ）第 26366 号）「著作権侵害差止等請求事件」
事案の対象	都市計画図等を基にしつつ、原告がそれまでに作成していた住宅地図における情報を記載し、調査員が現地を訪れて家形枠の形状等を調査して得た情報を書き加えるなどして作成した住宅地図 （建物枠と建物居住者氏名を表現した地図）
判断のポイント	・住宅地図に必要と考える情報を取捨選択し、より見やすいと考える方法により表示したものであること （住宅地図は、調査員が現地を訪れて得た情報を書き加える、目的の地図を容易に検索することができる工夫、イラストを用いることにより施設をわかりやすく表示、道路等の名称や建物の居住者名、住居表示等を記載、建物等を真上から見たときの形を表す枠線である家形枠を記載している）
判断の内容	必要な情報の取捨選択により、作成者の創意と個性が表出している場合には、地図の著作物性が認められている。（本事件では、情報の取捨選択及び表示とされる事項を判示）

別紙表-3　東京地裁昭和 54 年 3 月 30 日判決

事件名称	東京地裁昭和 54 年 3 月 30 日判決（事件番号　昭和 47 年（ワ）第 3400 号）「損害賠償請求事件（現代世界総図事件）」

事案の対象	被告会社（地図出版社）の従業員が、被告会社の業務として、種々調査を重ね、数多くの資料を提供して、枝葉末節に至るまでことこまかく具体的に指示し、かつ、原告が製図家として製図作業に従事した地図
判断のポイント	・文字の位置、字隔、字列、文字の巧拙、線の太さ等に係る工夫は、その表現において創造的要素が見られないか極めて希薄
判断の内容	定型的な書式や具体的な指示の範囲で作成しただけで、地図表現において創造的要素が見られないか、極めて希薄な場合は著作物性が認められていない。

別紙表-4　富山地裁昭和 53 年 9 月 22 日判決

事件名称	富山地裁昭和 53 年 9 月 22 日判決（事件番号　昭和 46 年（ワ）第 33 号）「著作権侵害排除等請求事件（富山市・高岡市住宅地図事件）」
事案の対象	富山市及び高岡市の住宅地図（建物枠と建物居住者氏名を表現した地図）
判断のポイント	・各種素材の取捨選択 ・配列 ・その表示の方法 ・掲載対象物の取捨選択
判断の内容	「一般に、地図は、地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するものにすぎないものであって、個性的表現の余地が少なく、文字、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある」とされ、また住宅地図については、「住宅地図の著作物性は、地図一般に比し、更に制限されたものと解される」とされている。

■空中写真

空中写真そのものに関する裁判例は確認できなかったため、類似するものとして写真の著作物性が論点となった裁判例を以下に示す。

別紙表-5　写真の著作物性が論点となった裁判例の一覧

事件名称	事案の対象	判例抜粋
青森地裁平成 7 年 2 月 21 日判決（事件番号　平成 4 年（ワ）第 344 号）	紀伊半島熊野地方の石垣の実施調査において撮影された写真	主題の決定や被写体・構図等の選択について撮影者である原告の前記学問的観点からの個性が現れており、創作性も認められる。
東京高裁平成 15 年 2 月 26 日判決（事件番号　平成 14 年（ネ）第 3296 号）	スカイダイビング中の参加者を撮影した写真	事前に撮影効果を検討，想定し，最も効果的な構図でシャッターを切る工夫をして撮影したものであり、思想又は感情を創作的に表現したものとして著作物性を有する。
知財高裁平成 18 年 3 月 29 日判決（事件番号　平成 17 年	広告販売用のホームページに掲載された商品販売用の写真	写真から知り得るのは，結果として得られた表現の内容であり、撮影に当たってどのような技法が用いられたのかにかかわらず，静物や風景を撮影した写真でも，その構図，光線，背景

事件名称	事案の対象	判例抜粋
（ネ）第10094号）		等には何らかの独自性が表れることが多く，結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ，創作性の存在を肯定し得る場合がある。 創作性の存在が肯定される場合でも，その写真における表現の独自性がどの程度のものであるかによる。 創作性が微少な場合には，当該写真をそのままコピーして利用したような場合にほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべきものである。

■データベース

測量成果等を対象にデータベースの著作物性について取り扱った裁判例は確認できなかったため、データベースの創作性が論点となった裁判例を以下に示す。

別紙表-6　データベースの創作性が論点となった裁判例の一覧

事件名称	事案の対象	裁判例における著作物性の判断
知財高裁平成28年1月19日判決（事件番号　平成26年（ネ）第10038号） 「著作権侵害差止請求控訴事件」	旅行業者向けのデータベース（検索や工程表作成業務用データベース）	データベースの著作物性に関する一般的な考え方を示した裁判例 （情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し，特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れていれば，その制作過程において制作者の思想又は感情が移入され，その思想又は感情を創作的に表現したものとして、当該データベースは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するものと認めてよい）
東京地裁平成12年3月17日判決（事件番号　平成8年（ワ）第9325号） 「著作権侵害差止等請求事件」	タウンページデータベース（職業別電話帳のデータベース）およびタウンページ（職業別電話帳の編集物）	データベースの創作性が認められた裁判例 （検索の利便性の観点から、独自の工夫がなされた情報分類体系によってデータを整理していること、他に同様の情報項目、同様の構成を有するデータベースが存在していないことが創作性を認める上での重要な判断基準）
東京地裁平成14年2月21日中間判決（事件番号　平成12年（ワ）第9426号） 「データベース使用差止等請求事件」	新築分譲マンションに関するデータベース（土地を仕入れ、建築企画を行い、建築販売するまでに，過去の建築販売事例，類似の建築販売事例を参考に建築販売計画を立案する際の分析に必要な情報を提供するもの）	
東京地裁平成13年5月25日中間判決	日本国内において実在する四輪自動車に関する一	著作物性がないと判断された裁判例 情報の選択について：創作性が否定

（案）

事件名称	事案の対象	裁判例における著作物性の判断
（事件番号　平成8年（ワ）第10047号） 「損害賠償等請求事件」	定の情報を収録したデータベース（自動車整備業者において、見積書，作業指示書等の作成や顧客管理等に活用できるように構成されたもの）	（通常されるべき選択であり特有のものとは認められないこと、他業者のデータベースにおいてもこれらのデータ項目が選択されていること、コード番号の付与においても既に選択された情報に付された番号にすぎないことから創作性が否定されている。） 体系的な選択について：創作性が否定（通常ありふれた基準によってデータが並べられていること）